

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第3号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・国実久夫君登壇）

総務文教委員会副委員長（国実久夫君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

総務文教委員会は、去る2月29日の本会議において付託を受けました議案2件につきまして、3月4日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

消防本部関係では、耐震性貯水槽新設工事費及び浜町出張所建替工事費の減額補正や、これに伴う国庫補助金及び地方債の減額補正であるとの説明がなされました。

委員より、今後、貯水槽の整備に当たっては、狭隘な道路等への場所を配慮するよう検討していただきたいとの意見がなされ、当局より、FRP製の耐震性貯水槽を活用し、そのような場所への対応を考えていくとの答弁がなされました。

次に職員課関係では、定年退職者に加え勤奨退職者が増えたことに伴い、退職手当等を補正計上する旨であるとの説明に対し、委員より、経験や知識が豊富な職員が数多く退職するのが気になるところであり、再任用制度の活用を検討していただきたいとの意見がなされました。

続いて財産活用課関係では、市有地並びに別府開発ビル株式会社の株を売却したこと、さらには、車両購入に伴う入札差金による補正計上であるとの説明がなされました。

委員より、土地の売り払い価格は妥当であったのかとの質疑に対し、鑑定評価額以上の価格で売却したものであるとの答弁がなされました。さらに委員より、今後の公用車の購入・活用については、ぜひとも有効な方法を検討していただきたいとの意見がなされました。

学校教育課関係では、補助金の減額に伴う財源補正や就学援助奨励等に要する扶助費の増額補正であるとの当局説明に対し、委員より、今後も交付金の増額要求について検討していただきたいとの意見がなされました。

またスポーツ振興課関係では、市民体育館改修工事費及び総合体育館の委託料の入札差金による減額補正、さらに体育振興に要する経費の追加額として、明豊高校の選抜高校野球大会出場に伴い別府市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱に基づき、補正予算計上したものであるとの説明に対し、委員より、甲子園への出場は、別府市の観光宣伝として絶大な効果があると思われる。ただ、高校野球の補助金は突出しており、今後の予算計上については、他のスポーツとの比較や観光宣伝効果等を含めた中で再度検討する必要があるのではないか。さらに、今回の甲子園出場はスポーツ観光、ONSENツーリズムの成果であり、別府市全体で気持ちよく送り出していきたい等々の意見がなされました。

政策推進課関係では、今年度の決算見込みによる地方交付税及び地方特例交付金等の減額、退職手当債や財政融資資金の償還に伴う追加額の計上、さらには競輪事業特別会計から一般会計への繰入金等の補正予算であり、国体開催事務局関係では、北浜ヨットハーバーに建設したセーリング艇庫新築工事に伴う入札差金による減額補正計上、教育総務課関係では、小中学校の木製机・いすの購入、あるいは学校の改造工事等に伴う入札差金によ

る補正計上であり、さらに選挙管理委員会事務局関係では、昨年行われた選挙の精算に伴う経費の減額補正であるとの当局説明をいずれも了とし、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分について採決の結果、いずれも全員異議なく可決することに決定いたしました。

次に、議第13号別府市土地開発公社定款の変更についてであります。

郵政公社が民営化し、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い定款を変更するものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 観光経済委員会委員長。

(観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇)

観光経済委員会委員長(野口哲男君) 観光経済委員会は、去る2月29日の本会議において付託を受けました議案3件につきまして、3月4日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分についてであります。

まず、ONSENツーリズム局観光まちづくり室関係部分では、観光客誘致・受入に要する経費のうち未執行分の旅費の減額並びに別府市市民ホールに要する経費のうち、別府市コンベンション振興協議会補助金の未執行部分の減額及びそれに伴い別府市コンベンション振興基金繰入金の減額をするものとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産課関係部分、歳出については、決算見込みによる計数整理により有害鳥獣被害防止に要する経費の捕獲謝礼金の追加額並びに災害復旧費に要する経費の委託料及び工事請負費の減額、歳入については、災害復旧費分担金及び県補助金の減額並びに平成18年度分災害復旧費補助金の過年度収入に関する補正であるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号平成19年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

当局より、歳入については、開催日程の減少等に伴う車券発売金の減額のほか、場外車券発売受託収入など諸収入の増額、歳出については、普通競輪に要する経費の減額のほか、基金積立金の追加額並びに一般会計繰出金の追加額について補正計上したとの説明がなされました。

委員から、別府競輪にとって記念競輪は競輪事業運営を支える1年に1度の大事な開催なので、今後の開催については、より収益を確保できるような開催時期の確保を全国競輪施行者協議会等に対し、施行者としての立場から意見を十分伝えていただきたい等々の意見がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第8号別府市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止についてであります。当局より、国の畜産補助事業を経理するために昭和58年に設けられた家畜導入事業資金供給事業基金について、平成18年度で国の補助事業が終了したことに伴い、今回、本基金条例を廃止しようとするものであるとの説明に対し、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案3件に対する審査の概要と結果の報告を終わ

ります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・松川峰生君登壇）

厚生委員会委員長（松川峰生君） まず委員会報告の前に、実は私、花粉症なので、委員会報告の途中で一時くしゃみ、それから鼻をかむことがあるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思います。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）頑張りますので、よろしくをお願いします。

厚生委員会は、去る2月29日の本会議において付託を受けました議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外5件につきまして、3月4日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分について、報告いたします。

まず、保険年金課関係であります。歳入の保険基盤安定負担金については、国民健康保険税における7割、5割、2割の軽減世帯が当初の見込みを下回ったため、国庫支出金及び県支出金を減額するもの、またこれに伴い特別会計への繰出金の減額等を歳出補正するものであるとの当局の説明を受け、これを了といたしました。

続いて社会福祉課関係につきましては、生活保護扶助費において、入院患者の減少及び廃止件数の増加、さらに稼働人口の増加による歳出の減額補正を行い、これに伴って国庫負担金の歳入減額補正を行う等の当局説明を了としたところであります。

続きまして児童家庭課関係では、歳出において児童手当の支給に要する経費の受給者増による増額及び特別保育等に要する経費の負担金及び交付金の決算見込みによる減額、また北部地域児童福祉施設建設費について、本年度実施予定であった買収地の造成工事を次年度に現保育所用地と一体的に工事施工を行う計画変更のため、用地購入費及び造成等工事費を減額するもの、またこれに伴う起債の歳入減額補正を行う等の当局説明を受け、これを了といたしました。

続いて高齢者福祉課関係については、扇山老人ホームに代わる施設が民設民営により設置されることに伴い、条例の廃止とともに施設の解体設計業務委託料の落札結果による減額及び大分県の老人福祉施設整備事業補助金の増額に伴う施設整備事業補助金の歳出減額補正を行うとの当局説明を了とした次第であります。

その他、障害福祉課、介護保険課、保健医療課関係部分については当局説明を了とし、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分につきましては、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号水・環境都市宣言についてであります。平成19年12月に開催された「第1回アジア・太平洋水サミット」において、水資源の重要性、衛生管理、気候変動による災害防止等、別府からのメッセージが発信され、これを契機に水への感謝と環境意識の向上を目指し、別府の姿をさらに美しく後世に残すため宣言するものであり、別府市環境基本計画の見直しを前提に、すでにその実施状況の確認作業等に取り組んでいるとの当局の説明に対し、委員より、このような宣言をする以上、その後のフォローが重要であり、学校教育の中や市民に向けた具体的な方策をとるべきとの要望がなされましたが、当局より、これを第一歩と考え積極的に取り組んでいきたいとの答弁を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第2号平成19年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、及び議第5号平成19年度別府市老人保健特別会計補正予算（第3号）、並びに議第6号平成19年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第10号別府市養護老

人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止については、いずれも当局の説明を適切・妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（拍手）

議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・萩野忠好君登壇）

建設水道委員会副委員長（萩野忠好君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る2月29日の本会議において付託を受けました議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外6件について、3月4日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分であります。まず土木課関係部分については、道路新設改良費県施行負担金を減額補正する旨の説明がなされました。

続いて都市計画課関係部分については、今年度、国の補正予算の成立に伴って来年度の一部事業を前倒しし、亀川駅周辺整備の進捗を図るものであり、またその事業の繰越明許費を計上する旨などの説明がなされた次第であります。

続きまして公園緑地課関係部分については、鉄輪地獄地帯公園の用地取得において地権者との用地交渉が不調に終わったことから用地費の減額をするものであるが、この事業は補助事業であることから、国・県と協議した結果、工事費に活用することにより公園利用者の利便性の向上と事業の進捗を図れるとのことで、工事費の増額並びにその事業の繰越明許費を計上するものであるとの説明がなされました。

続いて建築住宅課関係部分についての主なものは、工事請負費の入札差金による減額補正であるとの説明がなされました。これに対し、委員より、西別府住宅建替建設に要する経費の水道加入負担金について質疑があり、西別府住宅に関しては戸別の検針及び戸別の徴収である旨の答弁が当局よりなされた次第であります。

続きまして下水道課関係部分については、公共下水道事業特別会計繰出金は、特別会計の補正に伴い減額するものであるとの説明がなされました。

以上の当局説明を適切・妥当と認め、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分については、いずれも採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第4号平成19年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

次に、議第7号平成19年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）は、平成19年度決算見込みに伴う補正予算であり、収益的収支、資本的収支とも決算見込みベースでの計数整理による補正を計上しているとの説明がなされましたが、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第9号別府市手数料条例の一部改正については、大分県より1,000平方メートル以上の優良宅地等の認定事務が権限移譲されるのに伴い手数料を定めるものであり、また別府市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第4条第1項のただし書きの規定に基づく、建築などの許可申請手数料を定めるものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号別府市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、

及び議第12号別府市公衆便所設置条例の制定について、並びに議第14号市道路線の認定及び廃止については、いずれも当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

（26番・泉 武弘君登壇）

26番（泉 武弘君） 私は、一般会計補正予算（第6号）11款7項3目体育振興に関する経費の追加額19節負担金補助及び交付金、別府市高等学校野球全国大会出場補助金800万円に反対を表明し、その討論をします。

この予算は、明豊高等学校の甲子園出場に対する補助金で、3試合以上勝ち進むと800万円の補助金を交付するものです。私は、明豊高校が甲子園の出場を果たしたことを、市民の一人として大変喜んでいますが、しかし、補助金については、税金の使い方として問題があると思っています。

私が補助金に反対する理由は、予算編成の仕方と補助金額です。補助金800万円の予算化に必要な積算の基礎となる見積書の提出や事業の概要、公益性や効果に関する説明がなされていません。補助金の予算化に必要な資料も具備されないまま、市長決裁を経て予算として提案されているのです。どのような基準で、補助金や補助金額が妥当と判断したのでしょうか。市長判断の正当性について、疑問を持っています。

まず、予算編成の問題点について討論します。

予算の調整及び議決について、地方自治法211条2項で、「予算を議会に提出するときは、予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」としています。また地方自治法施行令144条1項及び5項では、歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び予算の内容を明らかにするための必要な書類を提出することが義務づけられています。また、補助金について地方自治法232条2項で、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」としています。しかし、行政実例では次のような注釈を加えています。「公益上必要かどうかを認定するのは市長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要があると認められなければならない。また、公共団体が他に対して寄附または補助金をなす機能は、自己に財政上余裕がある場合に限られるべく、その場合でも公益の程度、弊害の有無などにつき慎重に調査をすべきである」としています。

地方自治法を受けて別府市では、別府市予算事務規則を定めています。それによると、「予算の編成には予算に関する見積書が必要で、事業概要及び効果に関することや積算の基礎となる必要な説明を加えなければならない」としています。

議会答弁でも明らかなように、明豊高等学校から具体的な事業計画や収支予算書は出ていません。明豊高校から事業計画や収支予算書が提出されていないのに、どうして補助金の積算ができたのでしょうか。別府市補助金交付規則第4条では、「補助金の交付を申請しようとするものは、書類を添えて市長に提出しなければならない」としています。書類の内容は、事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認めるもの、第5条で、「市長は補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類審査、その他必要に応じた調査を行った後、適当であると認めるときは交付の決定をする」としています。しかし、予算編成方針に沿っていない補助金について、査定ができるのでしょうか。

今回の補助金問題は、予算編成過程で別府市予算事務規則に沿った手続きがとられてい

ないことです。この問題が指摘されてから、申請書を正式に提出させたようです。このことは、市当局の対応のずさんさを如実に物語っています。なぜ、予算編成に必要な積算の基礎となる見積書や効果に関する説明がなされないまま、補助金800万円が決定されたのでしょうか。

また、別府市補助金交付規則第5条では、「市長は、補助金交付の申請があったときには、申請に係る書類の審査、その他必要に応じた調査を行った後、適当であると認めるときは交付の決定をするものとする」としています。市長は、予算査定に必要な積算の基礎となる見積書や効果に関する説明書が提出されていない補助金を、どのような判断で決定をするのでしょうか。

また、補助金、寄附金、学校からの支出金、高野連からの交付金の支出の配分は、どのようになっているのでしょうか。1回戦、2回戦と勝ち進んだときに、どのような優先順序で支出配分をするのでしょうか。勝ち進むことができない場合、補助金の取り扱いはどのようにするのでしょうか。前回残されています基金を取り崩した後、補助金の執行はできないのでしょうか。これらの問題の解決をしないまま、議会は議決をしようとしています。今回の補助決定に至る間、第86回大会での残金4,574万円が基金として残されていることについて、別府市として明豊高校とどのような協議をしたのでしょうか。補助金はすでに学校に渡したのだから、別府市とは一切関係がないというふうにお考えでしょうか。

私の記憶に基づくもので、少しの違いはあるかもしれませんが、林副市長は、「補助金の予算化で、このようなことはある」と答弁しています。この答弁は、大変大きな問題を含んだ答弁です。これは、別府市が決めた予算事務規則によらないで予算化することを示唆しているのです。副市長答弁は、継続的で経常的な補助金の予算と臨時的な補助予算と一緒にしたものだと思います。予算編成は、客観的な基準で積算を行う必要があると思っています。だから予算事務規則で、予算編成について詳しく決められているのです。補助金の予算化は、あくまでも補助金の積算根拠や見積書、そして効果が判断できるものでなければなりません。予算は予算、交付とは違うという考え方が予算編成に反映されれば、予算の確実性は確保できないのではないのでしょうか。副市長答弁の重要性を考え、新年度の予算審議で、ほかの補助金についても十分確認をした審議をしたいと思っています。

さて、予算編成のほかに、なぜ野球の甲子園だけ多額の補助金が交付されるのかという疑問です。別府市には、スポーツ振興奨励金制度があります。この制度は、別府市に在住する個人で別府市体育協会、スポーツ少年団、中学校体育部、高等学校体育部、大学や短期大学体育部、障害者福祉団体協議会に所属する選手が、全国大会や国際規模の大会に出場する際に奨励金を交付する制度です。

それによると、高校生が全国大会や国民体育大会に出場する場合、個人には5,000円、団体で6名から9名の場合には3万円、10名以上には5万円が支給されます。国際規模の大会でも、個人には3万円、2名以上には5万円しか交付されません。これに比較して、今回の甲子園出場の補助金がいかに多額か、おわかりいただけだと思います。

議会からの問題指摘を受け、17年7月1日、別府市高等学校野球大会出場補助金交付要綱を定めています。しかし、この交付要綱で示されている目的でも、なぜ高校野球だけに特別に多額の補助金を出すのか、また公益性についても具体的に明示をされていません。

私は、過去何度となく、補助金問題について議会で指摘をしてきました。しかし、執行部は基本的な問題の解決をしないままです。市は、補助金交付の理由について、「甲子園は注目度の高い大会。テレビ放映などで別府観光にとってPR効果が大きい。通常の奨励金とは性質が異なる」とコメントをしています。別府市補助金交付規則や別府市スポーツ振興奨励金交付要綱、別府市高等学校野球大会出場補助金交付要綱で、高校野球の甲子園

出場だけが特別枠で、また観光宣伝のために高等学校の野球に補助金を交付できる規則になっているのでしょうか。また、市が補助金を交付しなければ、高校野球のテレビ中継はしないのでしょうか。補助金の交付について公益性を求められています。高校野球の公益性についてどのような判断をされたのでしょうか。この問題を、ぜひ市民の前に明らかにしてほしいと思っています。

第86回大会に明豊高校が出場し、1,000万円の補助金を市は交付しています。残念ながら、1回戦で敗退しました。第86回大会に学校が集めた寄附金や市からの補助金、高野連からの交付金、学校からの支出金などの収入総額は、約7,090万円となっています。支出は2,516万円で、残金は4,574万円となっています。

皆さん、別府市の補助金は一体どのように処理されたのでしょうか。税金が優先的に使われ、寄附金などが基金として残されたのではないのでしょうか。補助金交付規則11条1項では、「補助金をほかの用途に使った場合は、期限を定めてその返還を命ずる」との規定をしています。当然、基金は目的外使用ですから、返還をしてもらうべきではないのでしょうか。今回の補助金でも、ほかの寄附金や学校からの支出金、高野連からの交付金などとの間において、どのような順序で支出配分をするのか、優先劣後の取り決めもありません。今まで何度も問題の指摘をしてきたにもかかわらず、基本的に解決してないことに怒りを禁じ得ません。

議員の皆さん、補助金交付について、法律や規則の問題点を指摘をしてきました。今回の補助金問題の本質は、税金が補助金として適法に使われているか、決められた手続きに沿った申請がなされているかが問われているのです。財政当局の見解は、予算は予算で交付とは違うという見解を示しています。しかし、別府市予算事務規則第2章では、予算の編成について次のように定めています。「予算に関する見積書を徴取すること」、このようなこともないままに今回、議会がこの議決を行おうといたしています。私は、まず優先的に、前回明豊高校に補助金として出した1,000万円が基金に流用されているというふうに思える、この基金から取り崩して使うべきだ、このように考えています。

さて、議員の皆さん、北海道の夕張市の財政が破綻をいたしました。このことについて夕張市の市民が厳しく執行部を批判したことは、御記憶に新しいところです。しかし、それ以上に、議会のチェック機能の形骸化に対する厳しい危険が寄せられたことも、皆さん方も御記憶に新しいところだと思います。やはり今回の補助金の支出は、いろいろな法律や規則から見ても大変大きな問題があります。

さて、いよいよ皆さんは採決に臨みますが、皆さんの議決は、本当に皆さんにとって自信の持てる議決でしょうか。私はこの26年間、自分の発言と議決とが一致する議員でありたいと思い、そのように今日まで努力をしてきました。どうか賢明なる皆さんの勇気ある議決をお願い申し上げまして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第1号平成19年度別府市一般会計補正予算（第6号）に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第2号平成19年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議第15号水・環境都市宣言についてまでの以上14件に対する各委員長の報告は、いず

れも原案可決であります。以上14件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上14件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により議員提出議案第1号道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書を上程議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（12番・吉富英三郎君登壇）

12番（吉富英三郎君） 議員提出議案第1号は、お手元に配付いたしております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な施設であり、着実に整備されなければならないものであります。少子・高齢化が進展する中、豊かで活力ある地域づくり・都市づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路の整備はより一層重要となっております。

別府市においては、世界に誇る温泉と文化・スポーツを観光資源とする「ONSENツーリズム」を推進し、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を目指し、個性的で豊かな観光温泉まちづくりに取り組んでおります。

このような中、国においては「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づいて、今後の道路整備の具体的な姿を示した中期計画が立てられましたが、地方公共団体にとっても極めて重要な計画であり、今後とも真に必要な道路整備と維持管理を確実に推進することが不可欠と認識しております。

仮に延長されない場合は、県及び市町村の税収が大幅に減少するとともに、何よりも地方財政が危機的状況に直面することとなります。

特に道路特定財源が過去の道路整備の起債償還に充当されていることを勘案すると、一般財源からの充当を行う必要が出てくることから、借り入れ返済のためのさらなる借り入れという事態や、福祉や教育の財源を圧迫する危機的事態も想定されるところであります。

よって国におかれましても、社会資本整備重点計画法の趣旨に則り福祉の向上、社会経済の発展と密接にかかわる道路整備を長期的視点に立って着実に推進するとともに、その財源として道路特定財源を確保されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1、受益者負担という制度趣旨に則り、自動車重量税を含む道路特定財源は、一般財源化することなくすべて道路整備に充当すること。
- 2、地域住民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、真に必要な道路の整備や管理に必要な事業量を確保すること。
- 3、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金を平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月6日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
金融担当大臣
経済財政政策大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）
議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。
別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、日程第3により常任委員会委員の所属変更を行います。
お諮りいたします。
各常任委員会委員の所属変更については、お手元に配付してありますとおり常任委員会委員（案）のとおり、それぞれの常任委員会に所属変更いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、常任委員会委員（案）のとおり、それぞれの常任委員会に所属変更することに決しました。
各常任委員会は、正副委員長を互選の上、後刻、議長まで御報告をお願いいたします。
休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。
各常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

総務文教委員会

委員長に 23番 三ヶ尻 正友 君

副委員長に 13番 黒木 愛一郎 君

観光経済委員会

委員長に 12番 吉 富 英三郎 君

副委員長に 6番 乙 咩 千代子 君

厚生委員会

委員長に 7番 長 野 恭 紘 君

副委員長に 8番 市 原 隆 生 君

建設水道委員会

委員長に 19番 堀本博行君

副委員長に 5番 松川章三君

以上のとおり各常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

次に、日程第4により議第16号平成20年度別府市一般会計予算から、議第40号別府市農民研修センターの長期かつ独占的な利用についてまで、以上25件を一括上程議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

市長(浜田 博君) ただいま上程をされました各議案の説明に先立ち、新年度における私の市政執行に臨む基本的な考え方について所信の一端を申し述べ、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

新年度は2期2年目の年であり、これまでの政治信条である「市民の目線に立った『市民政治』の実現」を念頭に行財政改革を図りながら、市民の皆様との約束である「市長マニフェスト」の実現と観光・まちづくり・福祉・教育等の諸事業の推進に努めてまいります。また、新年度は42年ぶりに大分県で国民体育大会が開催されるため、「お客様をあたたかく迎えましょう」という市民憲章を実践し、別府の魅力を全国へ発信し、「飛躍のべっぴん」へとステップアップしていきたいと考えております。以上を基本としながら、新年度における行政各分野の執行について、その一端を申し上げます。

まず行財政改革についてであります。平成16年度に策定いたしました「第2次別府市行政改革推進計画」は、新年度で最終年度を迎えます。この間、民間活力の導入や職員定員の見直し等の84項目の改革を進める中で、目標を上回る達成状況となっております。新年度につきましては、可燃物収集運搬業務の直営部分の2分の1程度の民間委託、養護老人ホーム扇山の民設民営、市立保育所第3次再編計画として、「あけぼの」「平田」「朝日」3保育所の平成21年度民間移管の取り組み、総人件費の抑制のため4月から特別職を含む課長級以上で基本給の3%、一般職で2%のカットを2年間実施する等の改革を行います。

また、効率的な組織確立と住民サービスの向上を目的として、商工業・農林水産業を温泉と並ぶ観光資源と位置づけ、ツーリズムによるまちづくりを推進するため「観光経済部」を「ONSENツーリズム部」と改めるほか、企画部に「自治振興課」を新設し、防災や防犯等を担当する「危機管理室」を設け、市民生活の安全と安心を強化するなどの機構改革を実施いたします。

市民ニーズに対応する行政サービスの向上としては、市民の高齢化等に対応するため、不燃物等の排出場所をステーションから可燃物と同じ場所に変更し、ごみ出しの負担を少しでも和らげる取り組みや、グランドフロア市民課及び保険年金課の窓口改善による利便性の向上を図ります。あわせて、県から市への権限移譲に伴い、パスポート事務を市民課で行うことにより、これまで市役所で戸籍を取り、県で申請していた手続きが市民課で完結するというワンストップサービスを、県下に先駆け4月1日から実施いたします。

新年度は、「第2次行政改革推進計画」の総仕上げの年としてさらなる改革の強化を行い、目標達成を図る中で効率的な行財政運営の確立と市民本位のサービスの実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興とまちづくりの推進についてであります。

新年度は、「まちづくり交付金」を活用した事業として「鉄輪温泉地区まちづくり交付金事業」においては、引き続き道路の石畳舗装、観光交流センターを併設した集客施設等の用地買収及び実施設計を行い、鉄輪温泉再生に向けた事業の推進を図ります。「海門寺温泉建設事業」では、用地買収、実施設計の委託を行い、平成21年度に工事着工、完成

の予定で事業に取り組みます。「北浜公園整備事業」については、国体終了後に着工し平成20年度完成を目指し、魅力と活力ある公園整備を行います。

また、「亀川駅周辺整備事業」では、駅前広場と東西自由通路の整備に着手し、高齢者や障がい者等の皆様の安全かつ快適な移動環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

ソフト面では、平成4年度に制定した「都市景観条例」を廃止し、改めて景観法に基づく「景観条例」の制定を行い、本市の豊かな自然環境と湯けむりを初め、温泉文化等により形成された景観を生かす取り組みを実施いたします。

南部地区全体の活性化事業として取り組んでおります「旧南小学校跡地活用」は、これまで住民代表と協議を進める中で「定住人口の増加」、「子育て支援及び多世代が交流できるまちづくり」、「記念碑等の保存活用」を基本方針に、南部地区の既存公共施設との一体的な活用とあわせた方針を策定いたしました。具体的には、旧南小学校跡地に「市立図書館」、「多世代が交流できる多目的ホール」、「児童館」、「子育て支援センター」、「住宅施設」、「メモリアル公園」等の整備を図り、教育委員会の南部振興開発ビルへの移転、南部出張所の楠銀天街松原住宅への移転、南部児童館跡での「男女共同参画センター」の設置等を行い、南部地区並びに中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。実施に当たっては、民間資金等の活用による「PFI方式」を検討し、効率的で質の高い公共サービスの提供を目指してまいりたいと考えております。

なお、「別府市中心市街地活性化基本計画」につきましては、認定作業に期間を要しておりますが、早期に国の認定を受け、平成20年度から各事業の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、まちづくり交付金事業や交通アクセスの整備等で観光地としての魅力を図り、「リバイバル新婚旅行」を本格的に実施いたします。新年度としては受け入れ環境の整備を行うとともに、市民の皆様によるおもてなしの機運を高め、関係機関と連携し、訪れる方々へのサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉と保健医療の充実についてであります。

「市立保育所再編計画」により、現在まで南部地域の「中央保育所」、西部地域の「鶴見保育所」を整備いたしました。新年度から北部地域の「内蔵保育所」及び子育て支援センター「どれみ」の整備に着手し、平成21年7月開所を目指します。この事業により、市内3カ所に集約する市立保育所の整備事業を完了いたします。

保健医療の分野では、3歳から小学校就学前児までの保険診療費について、一部自己負担金を新年度から市で単独助成し、乳幼児医療費助成制度の拡大を行います。また「地域保健センター」の設置につきましては、市民1人1人の健康づくりが積極的にできるよう、使いやすく利便性のある施設設置を目指し、関係機関等と協議を行い、早期設置に努めてまいります。

次に、教育の充実についてであります。

学校教育の充実では、「心豊かでたくましい別府っ子」を育てていくことをビジョンとして掲げ、「学力向上」、「いじめ・不登校の解消」、「開かれた学校づくり」の観点から、より効果のある事業を中心に各施策の推進を図ります。具体的には、特別な支援を必要とする児童・生徒に応じたきめ細かい指導を行う教員補助者を増員する「別府市学校いきいきプラン」の拡大や、学力向上と不登校に対処するための「別府学びの共同研究推進事業」を強化いたします。

また、地域の教育力の活性化を図るとともに、教員が子どもと向き合う時間の拡充のため、地域全体で学校を支援する「学校支援地域本部」事業に取り組みます。さらに、地域住民との交流の中で、子どもたちが勉強やさまざまな体験活動を行う「放課後子ども教室」を中部地区公民館で支援し、地域の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進いた

します。

教育施設の整備としては、小・中学校の学校図書の実充及び学校図書館の空調設備整備を行い、夏休みの図書館開放を実施し確かな学力の定着を図るとともに、年次計画による「青山中学校北教室棟耐震補強、大規模改造工事」及び「山の手中学校屋内運動場耐震補強工事」を行い、安全の確保と教育環境の実充を図ります。

文化財の保護については、鉄輪地獄地帯を核とする「別府の湯けむり」を国の重要文化的景観に選定していただく申し出に係る事務に着手しておりますが、新年度から本格的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、「中央公民館・市民会館」につきましては、昨年実施した耐震診断の結果、耐震補強すれば十分に保存が可能であるという判定を受け、今後の保存・活用の検討に着手いたします。

市民のスポーツ活動の推進では、生涯スポーツ社会の実現に向けて、西校区の住民みずからが体力や年齢、興味、目的に応じてスポーツを楽しむために設立した「総合型地域スポーツクラブ」において、生きがいづくりや健康、体力の保持増進の活動の支援を行ってまいります。

なお、県立学校の高校改革が推進されている中、別府商業高等学校の将来構想については、生徒が充実した高校生活を送り、豊かな将来を築く基礎を培う教育環境を整備するための今後のあり方について、県立移管を視野に検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境を保全する取り組みについてであります。

昨年12月に「第1回アジア・太平洋水サミット」が本市で開催されたことは、大変意義深いことであります。このことを契機に本市は「水・環境都市宣言」により、地球規模での環境問題も視野に入れた環境の保全及び改善のための施策を図ってまいりたいと考えております。

次に、9月から開催される国民体育大会についてであります。

「チャレンジ！おおいた国体」は、会期前開催の水泳競技を初め6競技が市内各会場で開催されます。また、終了後には「第8回全国障害者スポーツ大会チャレンジ！おおいた大会」が開催され、市内では4競技が行われます。両大会の成功を目指し、各種関係団体との連携のもと、市民総参加によりお客様を温かく迎えるための「おもてなし総決起集会」の開催等に取り組み、成功に向けての受け入れ準備を進めてまいりたいと考えております。

終わりになりますが、新年度で諸契約の履行期限となる「コスモピア問題」については、今後関係者と十分な協議を行い、最終的な処理に向け誠意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上、新年度の市政執行に臨む所信の一端を述べましたが、「市民が主役のまちづくり」を基本姿勢に、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を目指す「ONSENツーリズム」に取り組んでまいりますので、市民の皆様と議員の皆様には、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今回提出いたしました諸議案の概要について御説明いたします。

初めに、予算関係議案についてであります。

平成20年度の予算編成に当たっては、昨年11月に「予算編成方針」を示し、課題の整理、事務事業の見直し、優先順位の決定を行い、厳しい財政状況のもとではありますが、補助事業や基金を有効活用しながら、これまで取り組んでまいりました「ONSENツーリズム」のさらなる推進に向け、予算を編成したところであります。

一般会計の予算額は407億9,000万円、前年度当初予算比で0.6%の増、肉づけ後と比較しますと、0.9%の減となっております。また特別会計予算総額は471億4,000万円、前年度当初予算比で28.5%の減となっております。

なお、一般会計における財源不足額につきましては、主要4基金から9億5,000万円を取り崩し補てんいたしております。

それでは、一般会計予算の主なものについて、その概要を御説明いたします。

総務費では、防衛省の補助を受け、十文字原演習場周辺の障害防止対策事業として実施する大所地区水道施設整備事業のほか、権限移譲に伴うパスポート事務や発券機、ローカウンターを中心とした市民課窓口の改善に要する経費を計上いたしております。

民生費では、後期高齢者医療制度創設に大分県後期高齢者医療広域連合に対する負担金や、朝日放課後児童クラブの入所者増に伴うクラブ室建設に要する経費のほか、内竈保育所に子育て支援センターを併設した、北部地域の拠点となる児童福祉施設の建設事業費を計上いたしております。

衛生費では、乳幼児医療費の無料化を小学校就学前児まで拡大するほか、第2次行政改革推進計画に基づき、第2期となる家庭系可燃物収集運搬業務の民間委託に要する経費を計上いたしております。

農林水産業費では、内成地区田園自然環境保全整備事業計画に基づく水路等の改修に要する経費のほか、大分県が実施する亀川漁港内の海水浄化事業に対する負担金を計上いたしております。

商工費では、中心市街地活性化基本計画に基づく空き店舗対策事業等に係る「中心市街地活性化協議会補助金」並びに「商店街間口改良事業費補助金」を計上いたしております。

観光費では、団塊の世代の御夫婦を対象とした「リバイバル新婚旅行」の本格実施に向け、「別府市リバイバル新婚旅行誘致協議会」に対し交付する補助金のほか、志高湖護岸の崩落を防止するための改修工事費や、まちづくり交付金を活用して実施する海門寺温泉の建設に要する経費など、所要の予算を計上いたしております。

土木費では、まちづくり交付金事業として、継続中である鉄輪温泉地区での事業に加え、国体終了後に実施する北浜公園のリニューアルに要する経費を、地方道路整備臨時交付金事業として山田関の江線外4路線の整備に要する経費を、また別府港港湾計画に基づく石垣地区港湾改修事業の一環として実施する埋立造成事業のほか、亀川駅周辺整備事業では利用者の利便性の向上を図るため自由通路を新設することに伴う工事等委託料など、所要の経費を計上いたしております。

消防費では、消防署本署の高規格救急自動車の更新に要する経費を計上いたしております。

教育費では、円滑な授業環境を確保するため教員補助者をさらに増員し、全学校に配置するための経費を、また学校支援地域本部を設置し、地域全体で学校教育を支援するための経費や、学力向上拠点校を指定し、地域の実情に応じた学力向上対策に関する実践研究を支援する経費、地区公民館を活用して「放課後子ども教室」を開催する経費、西校区に設置予定の総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための経費など所要の予算を計上し、ソフト面から学校教育や生涯学習活動などの充実を図ってまいります。

施設整備関連経費では、南小学校、中部中学校外6校の学校図書館の空調設備設置工事費を初め、山の手中学校屋内運動場耐震補強工事費や、青山中学校北教室棟の大規模改造・耐震補強工事費を、また中央公民館・市民会館につきましては、耐震診断の結果を受け、今後の保存活用に係る基本計画等の策定委託料を計上いたしております。

文化財関係では、湯けむり景観が重要文化的景観として選定されるために必要となる「湯けむり景観保存計画」の策定経費のほか、鬼の岩屋古墳整備計画策定に向けた周辺調査を実施するための経費を計上いたしております。

国体関係では、「チャレンジ！おおいた国体別府市実行委員会運営交付金」や、本市において開催されます6競技に対する開催運営交付金など、所要の予算を計上いたしており

ます。

次に、特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計では、生活習慣病予防のため実施する特定健康診査及び特定保健指導に要する経費を計上いたしております。

介護保険事業特別会計では、介護予防のため実施する生活機能評価に要する経費並びに第4期の介護保険事業計画策定に要する経費を計上いたしております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料の徴収に要する経費並びに後期高齢者医療広域連合に対する納付金を計上いたしております。

最後に水道事業会計予算についてであります。安定給水確保のため施設拡張改良事業、配水管整備事業、朝見浄水場既存施設更新事業など所要の経費を計上いたしております。また、安心でおいしい水の給水確保のため、鉛管対策事業、朝見浄水場水質改良事業などに係る予算も計上いたしております。

次に予算外の議案につきましては、条例関係13件、その他1件の合計14件を提案しておりますので、その主なものについて御説明いたします。

議第28号は、職員の給料の減額を行うこと等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議第30号は、野口小学校及び北小学校を統合することに伴い、条例を改正しようとするものであります。

議第32号は、誕生祝い金等の支給を定めた条例を廃止しようとするものであります。

議第34号は、健康保険法等の一部改正により、後期高齢者支援金等課税額を定めること等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議第35号は、健康保険法等の一部改正により、新たな高齢者医療制度が創設されることに伴い、条例を制定しようとするものであります。

議第36号は、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も講ずることに伴い、条例を改正しようとするものであります。

議第38号は、景観法に基づき良好な景観の形成を推進するため、条例を制定しようとするものであります。

議第39号は、天間簡易水道事業及び城島簡易水道事業を統合すること等に伴い、条例を改正等しようとするものであります。

以上をもちまして、提出いたしました各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

会期日程により、全議案を考案に付したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、全議案を考案に付すことに決定いたしました。

次に、日程第5により請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願を上程議題といたします。

なお、ただいま上程いたしました請願1件につきましても、あわせて考案に付したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま上程いたしました請願1件についても、あわせて考案に付すことに決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日7日から9日までの3日間は、考案及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は10日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時23分 散会